

有店舗特約B・有店舗特約A

契約条件と必要な提出物

(株)環境保全研究所

新契約種

有店舗特約B・有店舗特約Aの

- 契約条件
- 必要な提出物

についてご説明します

契約条件

個人の方で、
店舗保有と**営業実績**を
証明できる方です

店舗と認められる条件 具体例

- **自宅と別に店舗の住所があり**、外観からも店舗だとわかる状態にある。店舗の看板がある



- 自宅と店舗は同じ住所だが、**居住エリアと店舗エリアは分かれていて**、入口がわかれている。店舗の看板がある



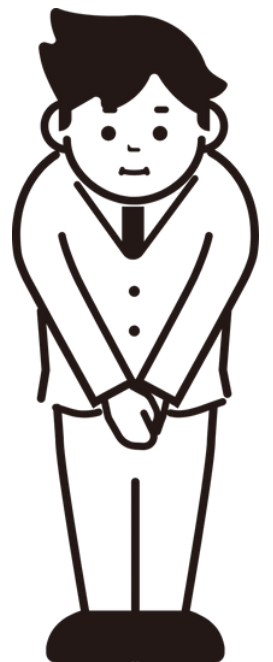
- 自宅と店舗は同じ住所で、入口も共通だが、**居住エリアと店舗エリアがわかれている**。店舗の看板がある



店舗と認められない 具体例

自宅を店舗（教室等）に利用している方で、
居住エリアと店舗エリアがわかれていない場合は、
たとえ店舗の看板があっても、**店舗と認められません**

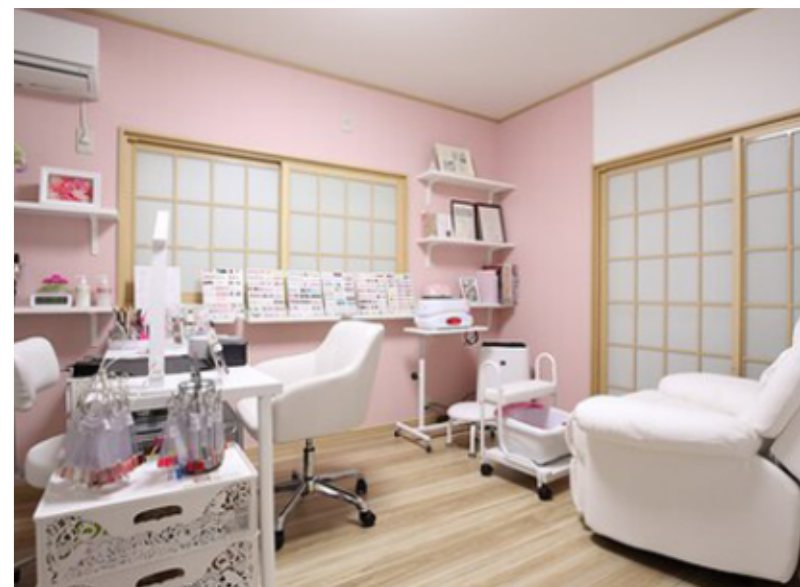
レンタルスペース等を借りて教室等をされている場合や、
移動販売車を店舗とされている場合も、
店舗と認められません



店舗と認められる条件 具体例

店舗には、

固定的設備を有している必要があります



固定的設備の具体例

●ヘアサロン

カット用椅子・鏡・洗髪設備・POSレジ

●ネイルサロン

ネイル用机・椅子・ネイルマシン・POSレジ

●エステサロン

美容機器・エステ用ベッド・POSレジ

●レストラン

厨房設備・机・椅子・POSレジ



固定的設備とは

これらなしには、
ヘアサロン、ネイルサロン、エステサロン、
レストラン等の営業はできないと思われる、
常設が当然の設備、とお考えください



提出物

- 3種類の写真と間取り図
- 3種類の証明書類

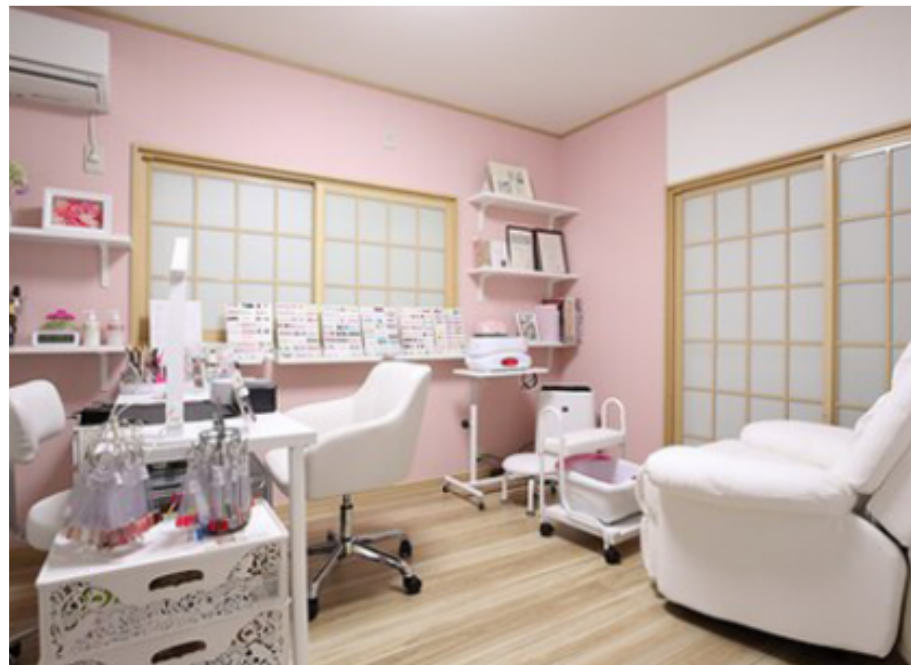
写真と間取り図の提出物

- 店舗に関する3種類の写真
- 間取り図



店舗に関する3種類の写真 その①

店舗が、**固定的設備**を伴い、
実際に商いが行われていることが明らかとなる店内写真



店舗に関する3種類の写真 その②

- **当社商品が陳列され**販売されていることがわかる店内写真
- あるいは、これから**陳列するためのスペース**を確保していることが分かる店内写真



陳列するためのスペースを確保している写真例

これから**陳列するためのスペース**を確保していることが分かる店内写真



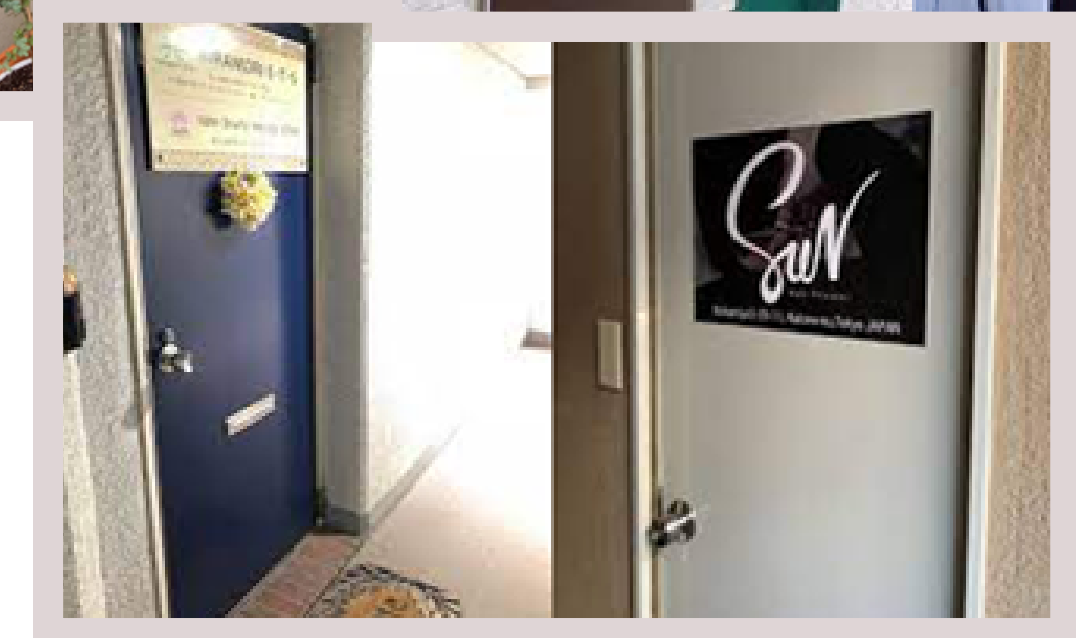
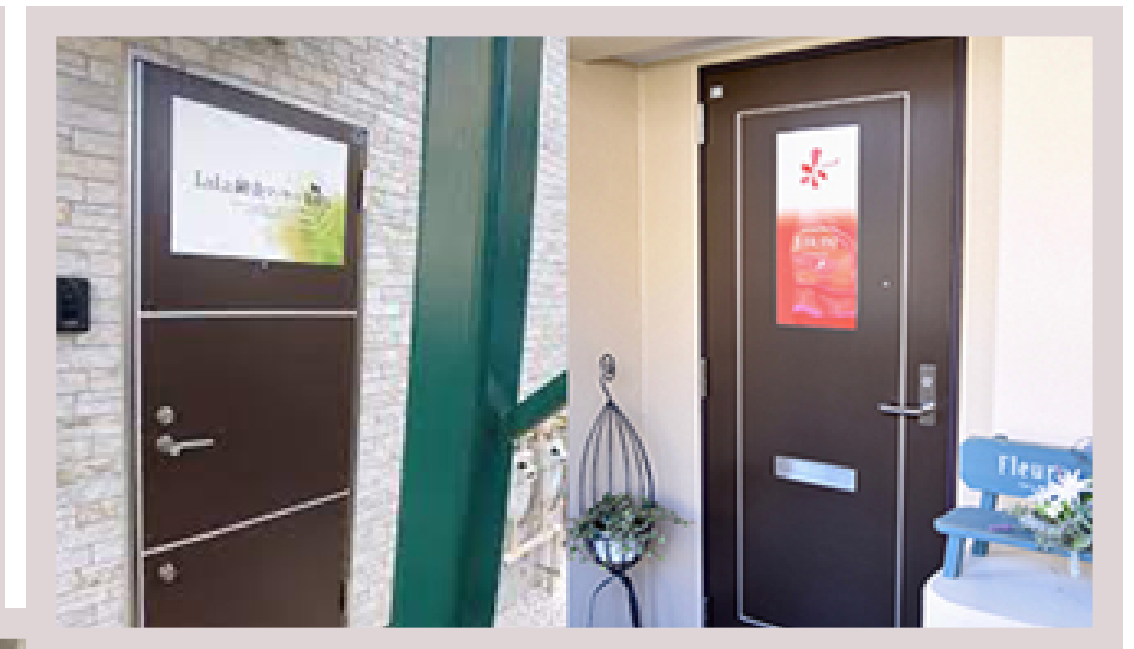
店舗に関する3種類の写真 その③

店舗の外観写真



外観が店舗と分かりにくい場合

店舗の看板が掲示されていることを確認できる写真



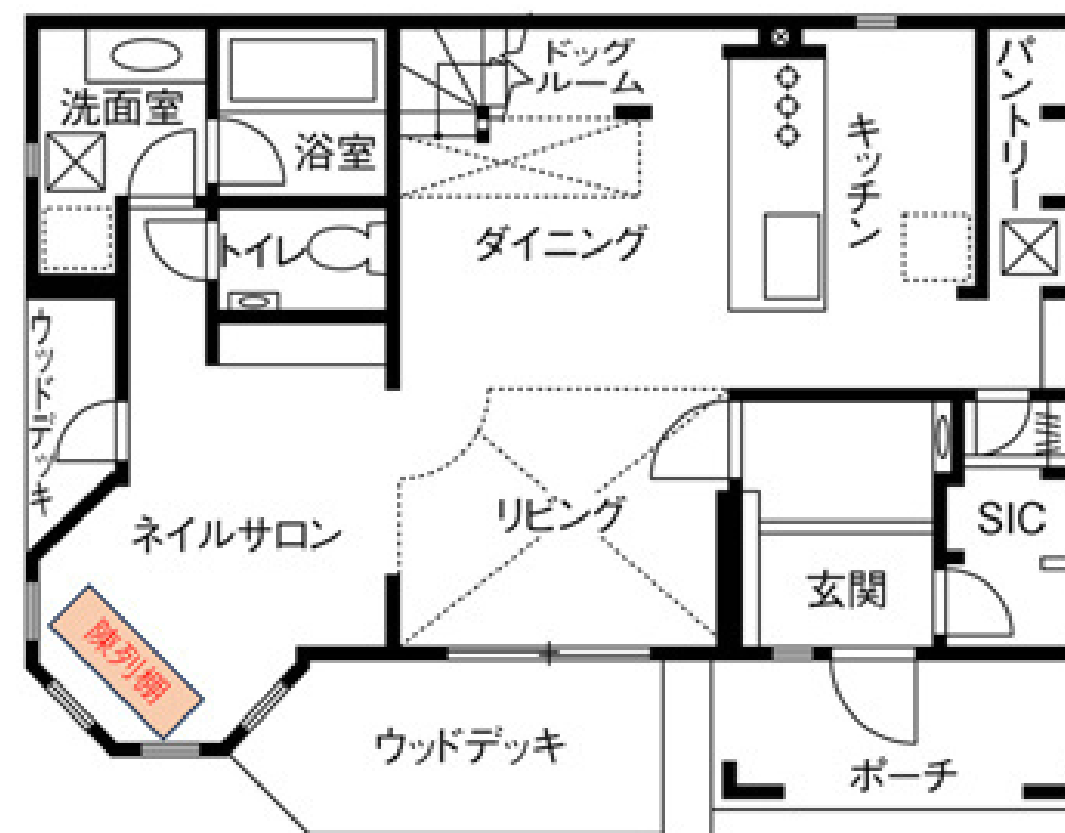
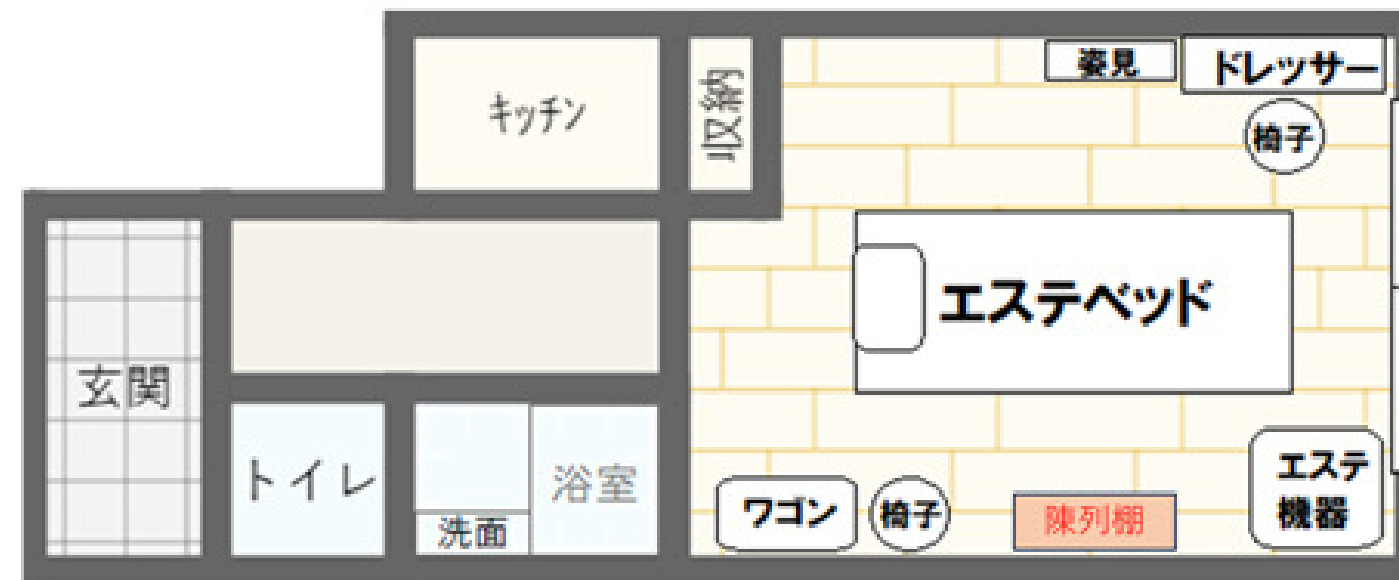
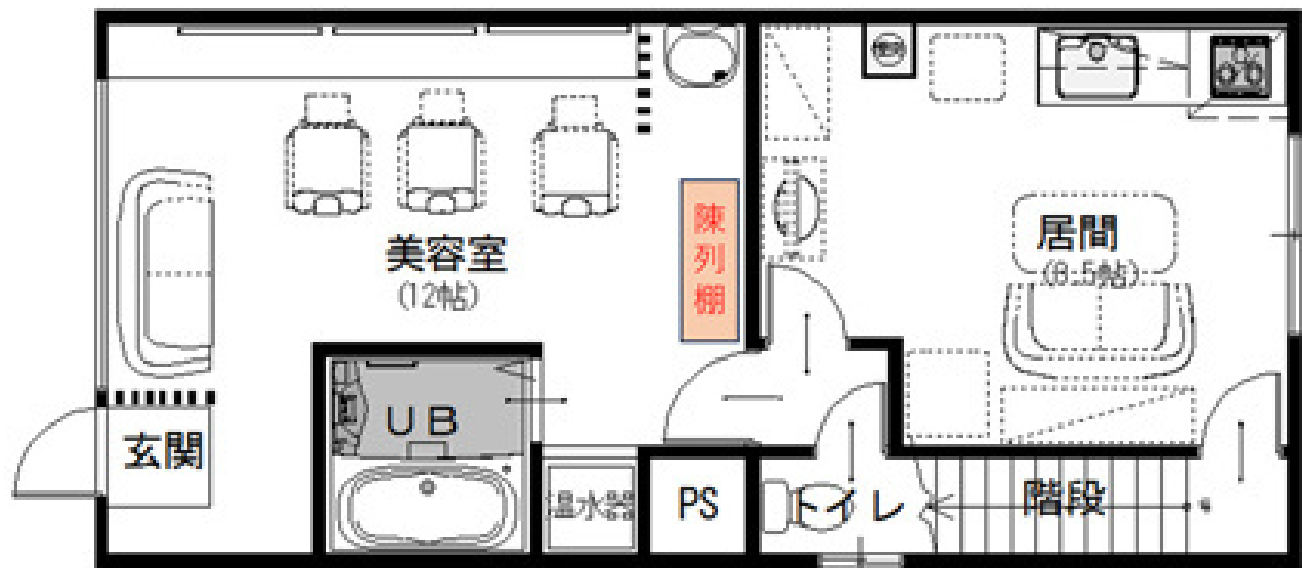
間取り図

以下の位置が確認できる間取り図



- 固定的設備を伴い、実際に商いが行われている店内
- 店舗にて商品が陳列され、販売されていることがわかる店内。
または、これから陳列するためのスペースを確保している店内

間取り図の例



証明書類の提出物

- 店舗屋号・営業実績が確認できる証明書
- 身分証明書
- 契約金振込の証

提出書類

店舗屋号を有し、
事業の営業実績があること
を確認できる証明書

についてご説明します

店舗屋号・営業実績が確認できる証明書

パターン①

確定申告書の第 1 表コピー



屋号と契約者氏名の記載があり、
契約申込時の屋号と契約者名と一致していれば
確定申告書の第 1 表コピーのみでOKです

店舗屋号・営業実績が確認できる証明書

確定申告書の第1表コピー

パターン②

屋号の記載がないが**契約者氏名の記載**があり、
契約申込時の契約者名と一致している場合



+

どちらか

 屋号の記載がある 開業届けのコピー

 屋号の記載がある 営業許可書のコピー



店舗屋号・営業実績が確認できる証明書

パターン③

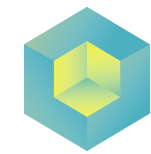
開業1年目で、確定申告書がない方は
売上がわかるデジタル情報を提出



(例)



キャッシュレス決済の売上実績データ



弥生会計等の会計ソフトからの出力データ

など

「新販売スキーム NEXT STAGE」 に関するQ&A

www.kankyo-hozen.com/ittsushin/page-6392/

詳細は上記URLのページをご参照ください

